**平成31年4月運用開始！**

**運転免許証の自主返納で**

**市民バス等の運賃が1年間、半額 になります！**

まちづくり推進課公共交通担当　23-5069

近年、加齢などにより、「安全な運転に不安がある」などの理由から、自主的に運転免許証を返納する人が増えています。県内の65歳以上の運転免許証自主返納（申請取消）件数は、4856件で、前年と比べ1255件増加しています。（平成29年12月末現在・宮城県警資料）

　全国では、自動車による道路の逆走や、アクセルとブレーキの踏み間違えが原因の事故など、特に高齢者による誤った運転操作が多く報道されています。「うっかりしていた」「自分は大丈夫だと思った」などの理由で、重大な事故につながった事例を、あなたも目にしたことはありませんか。

　今後、高齢化の進展により、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されます。

　このような状況から、市では、高齢者の事故を防止し、運転免許証自主返納者の「生活の足」を確保するため、公共交通の利用に対する支援を行います。平成31年4月以降、運転免許証を自主返納した人を対象に、市民バス等の運賃割引が1年間受けられる「大崎市市民バス等割引乗車証」を交付し、安全で安心な生活を支援していきます。

　視野が狭くなる、記憶力や判断力が低下する、反射神経が鈍くなるなど、加齢とともに体は変化します。少しでも運転に不安がある場合、本人や家族、友人同士などで、運転や免許について考えてみませんか。

手順1：4月1日以降に、運転免許センターまたは警察署で自動車運転免許証を返納

手順2：市役所（まちづくり推進課または各総合支所地域振興課）で申請の手続き

手順3：「市民バス等割引乗車証」が届いた当日から、市民バス等の運賃が1年間半額に！

※手続きには1週間程度の期間を要します。

**対象者**

以下のすべてを満たす人

 申請時、市内に住民登録している人

 平成31年4月1日以降に

運転免許証の全部を自主返納した人

**割引**

乗車ごとの運賃を半額に割引（定期券、回数券などには適用されません）

**期間**

「大崎市市民バス等割引乗車証」の交付決定日の翌月から起算して1年後の月末まで

※交付は一人1回限りです。（有効期限内の再交付を除く）

**申請に必要なもの**

・「運転免許証を取り消した旨の通知書（運転免許取消通知書）」か「運転経歴証明書」の写し

・ 申請者の印鑑

※本人が来庁出来ない場合、家族や親族でも代理申請ができます。お問い合わせください。

**対象の市民バス等の路線**

**① 市民バス**

清滝線、鳴子線、大貫線、高倉線、

三本木大衡線、宮沢真山線、

松山鹿島台線

※古川線は該当になりません。

**②中心市街地循環便**

南側循環便右回り・左回り、北側循環便右回り・左回り、シャトル便

**③ 市営バス**

鬼首線

※大崎市が運営する市民バス等のほか、色麻線（運営：㈱ミヤコーバス）、地域住民が運営する地域内交通（松山・鹿島台・岩出山・田尻地域、鳴子温泉鬼首地区の乗り合いタクシーなど）についても運賃割引が受けられます。